

老老発0323第1号
平成30年3月23日

各 都道府県 介護保険主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

要介護認定に係る認定調査等の実施については「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成21年9月30日老老発第093002号厚生労働省老健局老人保健課長通知）に基づき実施しているところであるが、今般、別添の通り見直しを行い、平成30年4月1日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図られたい。

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」
の一部改正についての新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(別添2) 主治医意見書記入の手引き (略)</p> <p>3. 心身の状態に関する意見</p> <p>(略)</p> <p>(3) 認知症の周辺症状 申請者に認められる認知症の周辺症状の有無について、該当する□にレ印をつけてください。有の場合は、以下の定義を参考にして、該当する□にレ印をつけてください。複数の状態が認められる場合は、該当する□のすべてにレ印をつけてください。その他に該当する場合には、認められる具体的な状態について()内に記入してください。 なお、認知症の周辺症状として列挙していますが、その他の疾患で同様の状態が認められる場合も、該当する□にレ印をつけてください。</p> <p>(略)</p>	<p>(別添2) 主治医意見書記入の手引き (略)</p> <p>3. 心身の状態に関する意見</p> <p>(略)</p> <p>(3) 認知症の<u>行動・心理</u>症状 <u>(B P S D)</u> 申請者に認められる認知症の<u>行動・心理</u>症状の有無について、該当する□にレ印をつけてください。有の場合は、以下の定義を参考にして、該当する□にレ印をつけてください。複数の状態が認められる場合は、該当する□のすべてにレ印をつけてください。その他に該当する場合には、認められる具体的な状態について()内に記入してください。 なお、認知症の<u>行動・心理</u>症状として列挙していますが、その他の疾患で同様の状態が認められる場合も、該当する□にレ印をつけてください。</p> <p>(略)</p>